

○岡山市環境学習センター「めだかの学校」条例

平成18年12月27日

市条例第140号

改正 平成20年12月25日市条例第71号

平成26年3月25日市条例第92号

平成31年3月19日市条例第86号

(設置)

第1条 自然と共生できる環境の保全の重要性を学習するとともに、自然環境の中での文化を学習し、併せて地域の振興に寄与するため、岡山市北区建部町建部上609番地に岡山市環境学習センター「めだかの学校」(以下「めだかの学校」という。)を設置する。

(事業)

第2条 めだかの学校は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) メダカを通じた環境学習に関すること。
- (2) 自然観察、自然探究等自然に親しませる活動に関すること。
- (3) 旭川に生息するメダカをはじめとする淡水魚等の展示に関すること。
- (4) 全国各地の郷土玩具の保管及び展示に関すること。
- (5) その他めだかの学校の目的の達成に必要な事業に関すること。

(指定管理者による管理等)

第3条 めだかの学校の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 前条に規定する事業を遂行する業務
- (2) めだかの学校の使用の許可に関する業務
- (3) めだかの学校の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他めだかの学校の管理上教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定等)

第4条 めだかの学校の指定管理者の指定を受けようとするものは、めだかの学校の事業計画に関する書類その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画によるめだかの学校の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容がめだかの学校の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 教育委員会は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がめだかの学校の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条、第8条、第10条及び第17条から第19条までに規定する教育委員会の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) めだかの学校の管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) めだかの学校の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
 - (3) めだかの学校の管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他教育委員会が規則で定める事項
- （使用の許可）

第7条 めだかの学校を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、めだかの学校の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、めだかの学校の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) めだかの学校の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他めだかの学校の管理上支障があると認められるとき。

（目的外の使用の禁止等）

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にめだかの学校を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用許可の取消し等）

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の禁止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (3) めだかの学校の管理上やむを得ない必要があるとき。
- (4) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により、使用者が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

（使用料等の納付）

第11条 使用者は、別表第1に定める入館料を納付しなければならない。

2 使用者は、教室、玩具展示室及び作業室を専用使用するときは、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める施設使用料を納付しなければならない。

3 入館料及び施設使用料（以下「使用料等」という。）は前納とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の還付）

第13条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、既納の使用料等の全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の納付）

第14条 第3条の規定によりめだかの学校の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第11条の規定にかかわらず、使用者は、次項の規定により定められた利用料金を使用許可と同時に指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 指定管理者が管理するめだかの学校の利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

（利用料金の収入）

第15条 利用料金は、当該指定管理者の収入として收受させる。

（指定管理者の指定の取消しがあった場合における使用料等の取扱い）

第16条 使用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第14条第2項の規定により定められた額をめだかの学校の使用料等として市に納付しなければならない。

（特別の設備の設置）

第17条 使用者は、特別の設備等を設置しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設

備等の設置を命ずることができる。

(入館の制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 秩序又は風俗を乱すおそれのある者
- (4) その他めだかの学校の管理上支障がある者

(行為の制限)

第19条 めだかの学校において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為
- (2) 物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(使用者の管理責任)

第20条 使用者は、めだかの学校の使用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第21条 使用者は、めだかの学校の使用が終わったときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第22条 指定管理者又は使用者は、故意又は過失によりめだかの学校の施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員

会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年1月22日から施行する。
- 2 建部町の編入の日前に編入前の建部町環境学習センター「めだかの学校」設置条例（平成18年建部町条例第20号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年市条例第71号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市条例第92号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年市条例第86号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に納付する入館料及び施設使用料について適用し、同日前に納付する入館料及び施設使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第11条、第14条関係）

入館料

区分	個人	団体（責任者が引率する20人以上の団体の場合）
大人（高校生を含む。）	1人1日につき 310円	1人1日につき 280円
小人（小・中学生）	1人1日につき 100円	1人1日につき 90円

備考

- 1 小学生未満の者は、無料とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、特別展示等の場合や他の博物館等との共通入館券、入館回数券、年間入館券等を発行する場合の入館料は、教育委員会が別に定める。

別表第2（第11条，第14条関係）

施設使用料

区分	金額
教室	1時間につき 210円（310円）
玩具展示室	1時間につき 520円（1,040円）
作業室	1時間につき 100円（150円）

備考

- 1 （ ）内の金額は，冷房又は暖房使用時の使用料額とする。
- 2 使用料を算定する場合において，使用時間に1時間未満の端数時間があるときは，これを1時間とみなす。
- 3 市民以外の者が使用する場合の使用料は，原則としてこの表の金額に5割を加算した額とする。
- 4 営利目的で使用する場合の使用料は，この表の金額に10割を加算した額とする。